

## 1. 事業の基となる施策

- 第六次福井市総合計画
  - 基本目標 みんなでつくる住みよいまち
  - 政策 すべての市民が健康で生きがいをもち長生きできるまちをつくる
  - 施策 高齢になっても生きがいをもち安心して暮らせる社会をつくる
- 第六次福井市老人保健福祉計画・第5期福井市介護保険事業計画
  - 第1章 参加－健康づくりと自立支援
  - 第3節 認知症対策の充実
    - 2 認知症ケア体制の整備
      - (2) 認知症ケアの質の向上

### 【要綱】

- ・平成25年7月4日老発第0704第1号厚生労働省老健局長通知「認知症対策等総合推進事業の実施について」
  - 別添3「市町村認知症施策総合推進事業実施要綱」
- ・福井市認知症施策総合推進事業実施要綱

別紙1

別紙2

## 2. 事業の目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療、介護及び生活支援を行うサービスが包括的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を実施することが重要である。

このため、市において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることを目的とする。

## 3. 市が行う必要性

認知症地域支援推進員の設置については、国の認知症対策等総合推進事業の市町村認知症施策総合推進事業のうちの1つに位置づけられており、実施主体が市町村となっている。

また、医療・介護の連携強化や、地域における支援体制を構築するためには、医療・介護に関する専門的知識・経験を有する必要がある、また地域の福祉団体等とのネットワークがとりやすい関係性が求められ、市の施策に反映して取組む必要がある。

## 4. 事業の概要（平成25年度）

### ○事業概要

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

また、認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施する。

### ○経緯

平成21年度 認知症疾患医療センターの整備に伴い、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の強化を目的に、地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置するという国の認知症対策連携強化事業が創設された。  
本市では、松原病院に嶺北認知症疾患医療センターが設置されることに併せ、福井中央北包括支援センター（同法人）に認知症連携担当者（現：認知症地域支援推進員）を配置した。

- ※認知症疾患医療センター設置市町村150カ所にモデル的に配置
- 平成23年度 国の認知症対策等総合推進事業の再編・拡充により、市町村認知症施策総合推進事業が新たに定められ、従来の認知症連携担当者は認知症地域支援推進員となり、関係者との連絡会議や家族への支援等の実施が強化された。
- 平成25年度 市町村認知症施策総合推進事業の一部改正が行われ、認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業等に取り組むことが示された。

### (1)事業期間

- 平成21年度～ 名称：認知症対策連携強化事業  
平成23年度から名称変更：市町村認知症施策総合推進事業  
平成25年度から名称変更：認知症地域支援推進員等設置促進事業  
事業の終了予定年度は設定していない

### (2)実施主体

- 実施主体は福井市  
委託事業として実施 委託先：公益財団法人 松原病院（福井中央北包括支援センターに設置）

### (3)事業の対象、または事業区域

- 対象：65歳以上の高齢者及びその家族・認知症支援に携わる者など  
事業区域：市内全域

### (4)委託業務内容

#### ○職員体制

- ① 認知症地域支援推進員 常勤換算で1名配置する  
認知症地域支援推進員は、地域包括支援センター等適切な場所に配置することとなっており、本市では松原病院に委託し、福井中央北包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置する。  
なお、認知症地域支援推進員研修を受講するものとする。
- ② 嘱託医  
認知症サポート医養成研修を終了した者又はこれに準ずる者1人以上を配置する。ただし嘱託可

#### ○設備等

- ① 事務室内に相談室機能を有するスペースの設置等環境を整備する。
- ② 本事業の業務専用の電話回線を取得する。

#### ○業務内容

- ① 医療・介護・地域支援サービスの連携を図る事業
  - ・認知症コーディネーターの養成・支援
  - ・介護サービス従事者研修会、認知症支援に関する情報交換会
  - ・嶺北認知症疾患医療センターとの連携
  - ・地域密着型サービス事業所の支援
- ② 認知症の人や家族を支援する事業
  - ・介護者の交流会の開催、若年認知症の本人・家族への支援の検討
  - ・認知症理解普及月間の取組

#### ○実績報告

- 市は、本事業が適切かつ積極的な運営を確保するため、定期的に事業実施状況の調査を行うとともに、4半期毎に業務報告書を提出させる。

## (5)担当職員数

- <担当職員数> 認知症施策担当者 2人 ※他の業務と兼務
- <業務内容>
- ・認知症地域支援推進員との業務検討会議（月1回程度）
  - ・活動実績の把握（四半期ごと）
  - ・委託料支払い（二半期ごと）
  - ・補助金交付事務手続き（年度初め、年度終わり）平成25年度まで
  - ・認知症コーディネーター養成講座の講師
  - ・認知症コーディネーター連絡会出席（毎月）

## (6)実施費用（単位：千円、決算額は千円未満切上げ。25年度の決算額については見込額、26年度は予算額）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	4,500	6,000	6,000	5,561	5,567	5,500

平成21～25年度は、一般会計（老人福祉費：国庫補助10/10）。

平成26年度からは、介護保険特別会計（国39.5%、県・市19.75%、第1号保険者の保険料21%）

平成25年度決算見込額内訳	決算見込額
委託費（人件費・諸経費）	5,500千円
旅費（課職員の研修参加旅費）	67千円
合計	5,567千円

## (7)平成25年度事業実績

- ① 医療・介護・地域支援サービスの連携を図る事業
- ・認知症コーディネーター<sup>\*1</sup>連絡会の開催 7回  
（地域包括支援センターでの認知症への取り組みや課題等について共有）
  - ・認知症コーディネーター対象の研修開催 6日間  
（基礎研修4日間、専門研修2日間）
  - ・介護サービス事業者研修会の開催 2回  
（地域密着型サービス事業所対象1回、居宅・通所系サービス事業所対象1回）
  - ・嶺北認知症疾患医療センター<sup>\*2</sup>との会議 4回
  - ・地域ケア会議<sup>\*3</sup>への参加 3回
  - ・認知症に関わる機関との意見交換会 1回  
（医療機関、地域包括支援センター、福井市薬剤師会、法テラス、リーガルサポート、キャラバンメイト、男性介護者、住民等）
  - ・キャラバンメイト<sup>\*4</sup>連絡会の開催 1回
  - ・病院及び関係機関を訪問し、認知症地域支援推進員をPR 9回
  - ・地域密着型サービス事業所を対象に実地指導を実施 5回
- ② 認知症の人や家族を支援する事業
- ・男性介護者のつどい開催 4回
  - ・認知症サポーター養成講座<sup>\*5</sup>の開催 1回
  - ・認知症理解普及月間<sup>\*6</sup>のキャンペーン実施  
（ショッピングセンターで街頭キャンペーン実施、金融機関、えちぜん鉄道各駅、郵便局等に、認知症の相談窓口、早期発見のポイントを掲載したチラシ設置）
- ③ その他（職員研修等）
- ・市担当職員との業務検討会議 9回
  - ・認知症地域支援推進員研修参加（大阪・東京） 4日間
  - ・ケアメンサミットJAPAN ①全国男性介護者のつどい参加（京都） 2日間

- ・ ケアメンサミット JAPAN ②全国男性介護者のつどい参加（福井） 2日間
- ・ 東海北陸ブロック地域包括在宅介護支援センター研究協議会「福井大会」参加 2日間

- ※1 認知症コーディネーター：地域単位での認知症対策の拠点の一つとして、地域包括支援センターに2名配置している。
- ※2 嶺北認知症疾患医療センター：県により認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関のことであり、福井市では松原病院が指定されている。
- ※3 地域ケア会議：医療、介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの積み重ねにより、地域に共通した課題を明確にし、施策につなげるもの。
- ※4 キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師役として養成された人のことで、広く認知症の理解普及活動を行っている。
- ※5 認知症サポーター養成講座：認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作っていくボランティアを認知症サポーターと呼び、養成する講座。
- ※6 認知症理解普及月間：9月21日が世界アルツハイマーデーであることから、9月を認知症理解普及月間と福井市独自で設定し、認知症への普及活動を行っている。

## 5. 所属による事業評価

### ＜事業目標（平成25年度）＞

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護及び生活支援を行うサービスが包括的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う

### ＜目標達成状況＞

順調又は十分な効果あり（数値目標なし）

### ＜評価理由＞

福井中央北包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、当該推進員を中心に地域におけるネットワークの構築や介護サービス従事者の資質の向上につながった。

地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員から、認知症が原因による対応困難事例の相談件数が多くあり、専門的な立場でアドバイスを行った。

また、介護サービス事業者連絡会の各部会から研修開催に関する相談があり、当該推進員と共同で開催し、各介護サービス従事者の認知症対応力の向上につながった。

## 6. 平成26年度以降の事業の進め方

### (1)平成26年度前半（7月末まで）の取組み

平成25年度の実績から、次のことを強化する。

- ・ 地域ケア会議に積極的に参加し、地域の認知症に関する課題を把握する。
- ・ 地域密着型介護サービス事業者を対象に実地指導の回数を拡大して行う。
- ・ 認知症地域支援推進員の活用について事業所を対象にPRする。
- ・ 若年性認知症に関する事例検討会及び研修会を開催する。
- ・ 男性介護者の集いの開催を年4回から6回に増やす。
- ・ 認知症理解普及月間の取組として、前年度の街頭キャンペーンに加えて、パネル展示や認知症カフェのPR、若年層への認知症サポーター養成講座の開催等の取組を拡大する。

#### ① 医療・介護・地域支援サービスの連携を図る事業

- ・ 認知症コーディネーター連絡会への参加 3回
- ・ 認知症コーディネーター対象の研修開催（基礎研修3日間） 3日間
- ・ 嶺北認知症疾患医療センターとの会議 4回
- ・ 福井市薬剤師会への研修及び連携会議等 3回
- ・ 地域ケア会議への参加 4回

・ サービス担当者会議への参加	6回
・ 市社協、自治会型デイホーム専任職員への事業説明の実施	6回
・ キャラバンメイト連絡会の開催、及び地域のキャラバンメイトとの情報交換	4回
・ 地域密着型サービス事業所における運営推進会議への参加、事業所訪問	3回
・ 認知症施策検討委員会へ委員として出席	1回
・ 認知症地域支援推進員の活用推進チラシの配布	1回
② 認知症の人や家族を支援する事業	
・ 認知症サポーター養成講座の実施及びキャラバンメイトへの指導	7回
・ 認知症理解普及月間の取組について事業所と打ち合わせ	3回
・ 男性介護者のつどい開催及び事業開催にかかる打ち合わせ	8回
③ その他（職員研修等）	
・ 市担当者、県担当者との事業に関する打ち合わせ	9回
・ 若年層向けの認知症サポーター養成講座の教材等の検討、他市視察	2回
・ 法人内部研修	3回

## (2)平成26年度後半（8月以降）の進め方

平成26年度7月までの取組としては、認知症理解普及月間に向けた取組の検討や、認知症コーディネーター連絡会の内容や養成講座の検討等を主に行った。

年度後半に向けては、介護サービス事業所における研修会の開催や、地域密着型介護サービス事業所の実地指導等を行い、認知症の対応力の向上を図る。

① 医療・介護・地域支援サービスの連携を図る事業	
・ 介護サービス事業者研修会の開催	3回
居宅・通所系サービス事業所、地域密着型介護サービス事業所対象	
・ 認知症初期集中支援チーム事業のチーム員会議に参加	
・ 認知症コーディネーター対象の研修開催（専門講座 2日間）	2日間
・ 地域密着型介護サービス事業所の実地指導を実施	6回
・ 地域密着型介護サービス事業所の運営協議会等に参加	
・ 認知症コーディネーター連絡会への参加	8回
・ 認知症施策検討委員会へ委員として出席	1回
・ 嶺北認知症疾患医療センターとの会議	
・ 地域ケア会議への参加	
・ サービス担当者会議への参加	
・ キャラバンメイト連絡会の開催、及び地域のキャラバンメイトとの情報交換	
② 認知症の人や家族を支援する事業	
・ 男性介護者のつどい開催	4回
・ 若年性認知症の本人・家族の会の支援	2回
・ 認知症理解普及月間でのキャンペーン、パネル作成	
③ その他（職員研修等）	
・ 認知症地域支援推進員フォローアップ研修参加	2日間
・ 市担当者、県担当者との事業に関する打ち合わせ	

### (3)平成27年度以降の方向性及び理由

＜今後の方向性＞ 「維持」

＜理 由＞

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域包括ケアシステムの構築が必要であり、そのためには様々なサービスが日常生活圏域で適切に提供される認知症施策の推進に主眼をおいて街づくりをすすめていく必要がある。

平成27年度からの介護保険制度改正で、地域支援事業に認知症施策の推進が位置づけられており、その主な取組の1つとして、地域の実情に応じて医療・介護・地域の資源をつなぐ連携支援や、専門相談等を行う認知症地域支援推進員の設置が掲げられている。

また、第七次福井市老人保健福祉計画・第6期福井市介護保険事業計画においても、認知症高齢者の増加に伴い本事業は重要なテーマとなっており、認知症の方が在宅で安心して快適な生活を継続できるよう、地域包括支援センターに2名ずつ配置された認知症コーディネーターと連携を図り、今後も事業を継続していく。

## 7. 関連事業

### (1)市の事業で関連する事業

- ① 福井市認知症施策検討委員会設置事業
  - ・関係者間で福井市の認知症施策の検討、ネットワークづくり、事業の進捗管理を行う。
- ② 地域包括支援センター事業 認知症コーディネーターの配置
  - ・地域包括支援センターに2名ずつ認知症コーディネーターを配置し、認知症対策の充実を図る。
- ③ 認知症理解普及促進事業
  - ・認知症の正しい知識の啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催する。
  - ・認知症サポーターの知識向上及び市民への啓発のため、医師又は有資格者による講演、研修を行う。
- ④ 認知症サポーター活動支援事業
  - ・認知症サポーター又はキャラバン・メイトが行う認知症の早期発見や予防、認知症の方や家族を支える活動に対し支援を行う。
- ⑤ 認知症検診事業
  - ・認知機能低下の疑いのある高齢者に対し、二次検診の受診を促し認知症の発症及び重症化を防止する。
- ⑥ 認知症初期集中支援チーム事業
  - ・医師、医療系職員、介護系職員で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、高齢者宅を訪問し、認知症やその家族に早期に関わり、早期診断早期対応に向けた支援を実施する。
- ⑦ 介護者支援事業
  - ・介護者のつどいを開催し、介護者の心身の負担軽減を図る。
- ⑧ 認知症カフェ設置事業
  - ・認知症の本人や家族、専門職、地域の住民等のだれもが自由に参加し相談できる、認知症カフェの運営を行う団体に対し支援する。

### (2)県や国、民間で関連する事業

なし

## 8. ホームページの検索

検索キーワード：認知症に関する取組について

URL：<http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kaigo/nintisyou/p014890.html>